

地域観光事業支援の修学旅行等への活用について周知するものです。

事務連絡
令和3年4月20日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
国土交通省観光庁観光地域振興課
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

地域観光事業支援の修学旅行等への活用について

「令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について」（令和3年4月1日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・教育課程課事務連絡）において、各学校における修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）の実施に向けた配慮をお願いしたところ
です。

この度、国土交通省において、「地域観光事業支援」（感染症の状況が第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和3年4月15日）の提言におけるステージⅡ相当以下と都道府県知事が判断した都道府県（以下「対象都道府県」という。）が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する割引及び地域限定で旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する事業（以下「本事業」という。))を実施することになりました。本事業は、対象都道府県において、旅行者の居住地と同一都道府県内の旅行を支援し、国による支援を希望する場合は、一人一泊当たり5,000円を上限として、国から当該対象都道府県に

補助金を交付する事業です。

修学旅行等の取扱いも含め、本事業の支援内容や支援対象等の制度設計（支援対象とする基準を児童生徒等の居住地とするか、又は、学校の所在地とするかなど）は、本事業を実施する対象都道府県が定めることとされておりますので、各学校や学校設置者においては、各対象都道府県の制度内容について確認の上、修学旅行等に活用可能な場合には、保護者の経済的負担軽減等を図るため、本事業の活用について御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

また、修学旅行等の実施に当たっては、適切な感染防止策を十分に講じていただきますよう重ねてお願いします。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

なお、別途各都道府県の地域観光事業支援担当部署に周知していることを申し添えます。

<添付資料>

別紙1 「地域観光事業支援について」

別紙2 「地域観光事業支援の修学旅行等への活用イメージ」

<本件連絡先>

(修学旅行について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話：03-5253-4111（内線 2389）

国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

電話：03-5253-8329

(地域観光事業支援について)

国土交通省観光庁観光地域振興課

電話：03-5253-8328

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、**ステージII相当以下**と判断した都道府県において、当該都道府県が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する割引及び地域限定で旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する事業

事業スキーム



支援内容・実施期間

<支援内容>

- 居住地と**同一県内の旅行**を割引支援。
- 支援内容など制度設計は全て都道府県において決定。
※国は**1人泊当たり5千円・商品代金の50%を上限に支援**
(日帰り旅行の場合は1人当たり5千円・商品代金の50%を上限)
- 地域限定で旅行期間中に使用可能なクーポン券など、地域の土産物店、飲食店、公共交通機関などの地域の幅広い産業に裨益する支援策を併せて実施する場合は、**1人泊当たり2千円を上限に追加支援**。
(日帰り旅行の場合は1人当たり2千円を上限に追加支援。)

<実施期間>

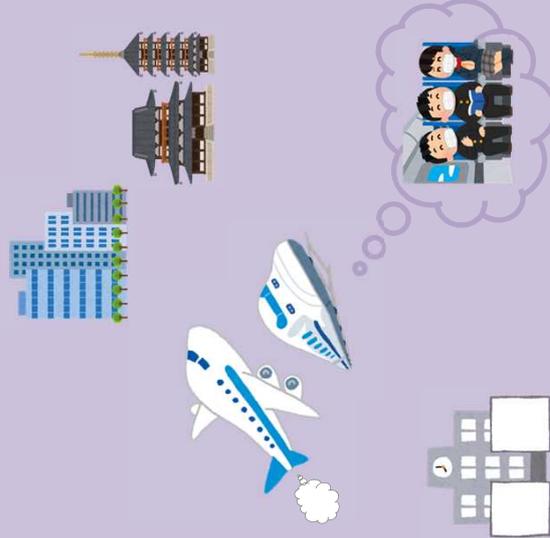
- 4月1日以降、準備が整った都道府県から開始し、当面5月31日宿泊分(6月1日チケットアウト分)までとする。
予算規模は、約3,000億円。



- ・ステージⅡ相当以下と判断した都道府県が独自で実施する県内旅行への割引事業が対象
- ・支援内容や支援対象等の制度設計は、事業を実施する都道府県が定めるため、担当部署に要確認
- ・当面5月末までの実施とされているため、期間に注意

《対象外》

同一都道府県外に行く修学旅行等



《活用イメージ》

① 同一都道府県内に行く修学旅行等

② 同一都道府県外に予定していた修学旅行等を、感染状況等を鑑み、同一都道府県内に
行き先を変更して行く修学旅行等

※県内旅行への割引事業が実施されており、修学旅行等も対象になる場合に活用可能



【参考】「令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について」(令和3年4月1日付け事務連絡)

- ・感染状況等を踏まえ、感染防止策の確実な実施や保護者などの御理解・御協力を前提に、実施に向けての特段の配慮を依頼
- ・感染状況を見極めながら、仮に当初の計画どおりの実施が難しい場合であっても、近距離での実施や旅行日程の短縮など実施

方法の適切な変更・工夫について検討するよう依頼